

行政書士白熱講義 2016 レジюме 行政法第5回

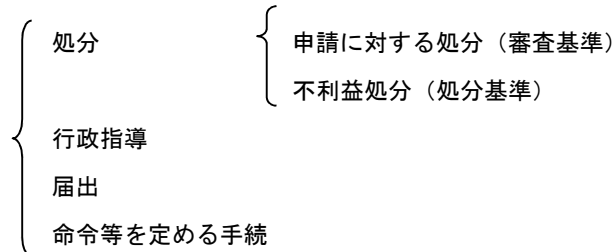
【第2章 行政手続法】

《総説》[2008-11] [2009-12] [2011-13] [2015-12] [2015-13]

○行政手続法における行政手続：行政行為をするに際して経るべき事前手続を定めている。主に権利保護手続だが参加手続（意見公募手続：パブリックコメント）についても規定する。×事後救済手続

○沿革：戦前は違法な行政作用に対しては事後に救済すれば足りるとする考えが一般的であり、事前の行政手続を整備しようという考え方はほとんどなかった。しかし戦後、アメリカの影響もあり、個別の法律で事前手続を定めることは増えたが、不統一・不備も多く見られ、一般的な行政手続法を制定することが長年の課題であった。1993年によく行政手続法が制定され（1994年施行）、**申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届出**についての手続規定が設けられた。2005年改正により、第6章「**命令等を定める手続**」が追加、2014年改正により、行政指導の中止等の求め、処分等の求めが追加された。

○適用対象



○1条1項：行政運営における公正の確保と透明性の向上 国民の権利利益の保護 ←暗記

○1条2項：個別法に特別の定めがある場合にはそちらが優先して適用。行政手続法が行政手続に関する一般法であることを示している。

○2条：2号→処分≡行政行為

3号→自己に対し何らかの利益を付与する処分（許認可等）≡授益的行政行為

申請：「許可、認可、免許」は例示であり、自己に対し何らかの利益を付与する処分であれば「登録、承認、認定、決定、検査、届出」等も含まれる。

4号→直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分≡侵害的行政行為

5号→ざっとでよい

6号→下線を引いたところは暗記！

7号→申請に該当するものは法令上『届出』という名称でも申請

○3条1項：本来の行政権の行使とは異質な手続（1～4号） 刑事手続等の一環として処理（5～6号）
特別の規律で律せられる手続（7～10号） 処分の性質上行手法の規定を一律に適用することになじまない手続（11～16号）

○3条2項：命令等を定める行為の適用除外 4条4項とセットで [2008-11]

○3条3項：地方公共団体の機関が条例・規則に基づいて行う処分、地方公共団体の機関がする**行政指導**、地方公共団体の機関に対し条例・規則に基づいて行われる届出、地方公共団体の機関がする**命令等を定める行為**には、行政手続法の第2章～第6章の規定は適用されない。

[2007-13] [2010-11] [2010-12] [2012-13] [2012-11] [2014-13]

	法律に基づくもの	条例・規則に基づくもの
処分	○	×
行政指導	×	×
届出	○	×
命令等を定める行為	×	×

※行政手続法の適用 ○=あり ×=なし

○4 条 1 項：国の機関または地方公共団体もしくはその機関に対する**処分**（これらの機関または団体がその**固有の資格**において当該処分の名あて人になるものに限る）、および**行政指導**、ならびにこれらの機関または団体がする**届出**（これらの機関または団体がその**固有の資格**においてすべきものとされているものに限る）には行政手続法は適用されない。[2008-13]

※固有の資格＝一般私人では立ちえない、国等の機関であるからこそ立てる特別の立場

Ex) 地方競馬への中止命令（適用されない） 東京都バスの事業免許（適用される）

○4 条 2 項：1 号（独立行政法人、国立大学法人等） 2 号（認可法人）

○4 条 3 項：指定機関 ○4 条 4 項：命令等を定める行為の適用除外→3 条 2 項とセットで

《申請に対する処分》

[2005-10] [2007-12] [2007-44 記述] [2008-11] [2008-13] [2011-11] [2012-11] [2013-12] [2014-12]
[2014-13] [2015-13]

○5 条：審査基準の設定・公表は法的義務 ※公にしておく時期は法令の**施行時**（× 公布時）

○6 条：標準処理期間の設定は努力義務、公表は法的義務

※カッコ書き→Ex) 市町村長を経由して都道府県知事に申請書を提出する場合

※標準処理期間に含まない→補正を求める場合の指導期間・申請の事前指導の期間
含む→情報提供（9 条）の期間

○7 条：審査応答義務は法的義務

※補正を求めることは義務ではない（申請拒否できる）cf. 行審法 [2007-44 記述]

※「受理」という概念を否定→「到達」したら遅滞なく審査開始

○8 条：理由の提示は法的義務 ※1 項但書は正確に覚える 2 項：書面！書面！

○9 条：情報の提供は努力義務 ①審査の進行状況・処分の時期の見通し ②申請書の記載および添付書類に関する事項等申請に必要な情報の提供（←2 つの意味をしっかりと）

○10 条：公聴会等の開催は努力義務

○11 条：複数の行政庁が関与する場合、審査・判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない（1 項）、相互に連絡をとり、審査促進に努めるものとする（2 項）

○まとめ

法的義務	努力義務
審査基準の設定・公表 (5)	標準処理期間の設定 (6)
標準処理期間の公表 (6)	情報提供義務 (9)
審査応答義務 (7)	公聴会等の開催 (10)
理由の提示 (8)	複数の行政庁が関与する処分の協力義務 (11Ⅱ)

【今日の一般知識用語】(情報)

SIM カード：SIM カードは携帯電話番号や契約者情報が記録された小型の IC カードで、現在ほとんどの携帯電話端末が内蔵している。そして原則、それを差し換えれば違うキャリア（携帯電話会社）の端末でも通話できる。しかしユーザーのキャリア乗り換えを防ぐため、他社の端末でも認識しないように制限されてきた。これを SIM ロックという。しかし 2010 年 4 月に基本的に SIM ロックを解除する合意が成立し、これを解除した状態を SIM フリーという。

【今日の問題】 (法学検定中級 2013 年) (解答は次回)

行政手続法が定める「申請に対する処分」の行政手続に関する以下の記述のうち、誤っているものを 1 つ選びなさい。

1. 行政庁は、それぞれの処分について、審査基準を定めておく必要がある。
2. 行政庁は、それぞれの処分について、標準処理期間を定めるよう努める必要がある。
3. 処分がされないまま標準処理期間を経過すれば、申請が認められた扱いになるのが原則である。
4. 拒否処分の場合には、行政庁はその理由を示さなければならないのが原則である。

前回（行政法第 4 回）の解答：3

前回のミニ解説

1. × 制裁的公表については法律の根拠が必要であるという見解が有力であるが、情報提供目的の公表については法律の根拠は不要と解されている。
2. × 行政代執行法 1 条にいう「法律」は 2 条との対比から、条例を含まないと解されるから、行政上の義務の履行確保手段である直接強制について、条例を根拠規範とすることは許されない。
3. ○ 行政上の秩序罰としての過料は、刑罰ではないので、刑法総則の適用はない。
4. × 執行罰としての過料は、刑罰ではなく行政上の間接強制の手段であるから、義務が履行されるまで繰り返し科すことが許される。